

# 令和3年第3回長南町議会定例会

## 議事日程(第1号)

令和3年9月7日(火曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 認定第 1号 令和2年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 令和2年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 令和2年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 令和2年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 6号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 7号 令和2年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第13 議案第 1号 長南町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について
- 日程第14 議案第 2号 長南町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第 3号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第 4号 令和3年度長南町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第17 議案第 5号 令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第18 議案第 6号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第 7号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第 8号 長南町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 日程第21 議案第 9号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(13名)

1番 宮 崎 裕 一 君      2番 林            義 博 君

3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	6番	松野唱平君
7番	森川剛典君	8番	大倉正幸君
9番	板倉正勝君	10番	加藤喜男君
11番	丸島なか君	12番	和田和夫君
13番	松崎剛忠君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	教育長	糸井仁志君
総務課長	三十尾成弘君	企画政策課長	田中英司君
財政課長	江澤卓哉君	税務住民課長	長谷英樹君
福祉課長	仁茂田宏子君	健康保険課長	河野勉君
産業振興課長	石川和良君	農地保全課長	高德一博君
建設環境課長	唐鎌伸康君	ガス課長	今関裕司君
学校教育課長	川野博文君	学校教育課主幹	村杉有君
生涯学習課長	風間俊人君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	今井隆幸	書記	山本裕喜
書記	関本和磨		

---

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございませう。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございませう。

本日は、令和3年第3回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今もって衰えない新型コロナウイルス感染症の長期化により、町の主立った行事、イベントの中止、開催見合せが依然として続いております。町民の皆様には一層の感染予防対策をお願いしておりますが、町といたしましては地方創生臨時交付金の追加交付を活用する中で、飲食店や介護関係施設への事業者支援を推し進める予定でございませう。

こうした中、本定例会でございませうが、決算認定7件、条例議案3件、補正予算4件、計画関係1件、人事案件2件の17件を提案させていただいております。議員の皆様にはよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和3年第3回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

---

#### ◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 大倉正幸君

9番 板倉正勝君

を指名します。

---

#### ◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、板倉正勝君。

〔議会運営委員長 板倉正勝君登壇〕

○議会運営委員長（板倉正勝君） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る8月25日に委員会を開催し、令和3年第3回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。本定例会に付議される事件は、各会計決算認定7件、条例の制定2件、条例の一部改正1件、補正予算4件、過疎地域持続的発展計画の制定1件、教育委員会の任命同意2件の計17議案が提出されているほか、議員発議1件が予定されています。

議員発議は、内閣総理大臣をはじめとする関係大臣等に、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出を行うため議長に提出します。また、一般質問は7人の議員が行うこととなっており、質問順位1番から5番までを8日に行い、質問順位6番から7番までを9日に行うことといたしました。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日7日から15日までの9日間とすることに決定をいたしました。

なお、本定例会に提出しております令和2年度長南町一般会計歳入歳出決算認定については、特別委員会への付託は行わず、本会議で審議することといたしました。

ここで、一般会計決算認定に関する審議の方法を申し上げます。

審議は特に歳入と歳出に区分して質疑を行います。まず、歳入については、1款町税から23款自動車取得税交付金までを一括して質疑を行い、歳入に関する質疑終了後、歳出に関する質疑を行います。歳出については、1款議会費から13款予備費までを款ごとに区分し、質疑者及び答弁者、また傍聴者にも分かりやすいよう一問一答を原則とします。

質疑の回数については会議規則第55条第1項ただし書の規定により、「特に議長の許可を得たときはこの限りではない」を適用し、それぞれの摘要ごとに3回以内とすることに決定いたしましたので、ご協力をお願いいたします。ただし、款にかける質問回数の制限は設けておりません。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付しました令和3年第3回長南町議会定例会日程概要のとおりです。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。以上です。

○議長（松野唱平君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

---

### ◎会期の決定

○議長（松野唱平君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日7日から15日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日7日から15日までの9日間と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から認定7件、議案10件の送付があり、これを受理しましたので報告します。なお、受理した議案等についてはお手元に配付したとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告のありました令和3年6月分、7月分の例月出納検査結果、次に、議長が出席した主な会議報告、次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、町長から報告のありました令和2年度長南町財政健全化判断比率及び令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計資金不足比率並びに令和2年度長南町ガス事業会計資金不足比率の報告、最後に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会教育長から報告のありました教育委員会の点検及び評価報告書はお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（松野唱平君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 8月末現在のコロナワクチン接種に係る取組状況についてご報告させていただきます。

長生郡市において統一して行っておりますコロナワクチン接種につきましては、長生郡市予防接種予約受付センターにて段階的に、50歳から59歳の方が7月30日から、40歳から49歳の方が8月20日から、19歳から39歳の方が8月27日からそれぞれ予約が開始されております。12歳から18歳の方は9月13日から予約が開始される予定ですので、これで12歳以上の全ての方のワクチン接種が行われることとなります。

現在のワクチン接種状況ですが、65歳以上の方につきましては、9月6日現在1回目の接種がお済みの方が89.8%、2回の接種が終了している方が84.8%おり、19歳以上の接種者全体では2回の予約や1回目の接種がお済みの方が84.8%、既に2回の接種が終了している方が55.1%となっております。ワクチン接種の予約については、希望者の接種できる環境を整えるべく、11月まで予約可能となっておりますので、一層のワクチン接種が見込まれます。

現在、3回目の緊急事態宣言は9月30日まで延長される見込みとなっておりますが、本町でも感染者が増えておりますので、感染拡大を防ぐためにも不要不急の外出自粛の徹底や基本的な感染対策の徹底をお願いしながら、町民一丸となってこの未曾有の危機を乗り越えていきたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（松野唱平君） これで行政報告は終わりました。

#### ◎認定第1号～議案第10号の上程、説明

○議長（松野唱平君） 日程第6、認定第1号 令和2年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第22、議案第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 認定第1号から議案第10号までの議案について、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、認定第1号 令和2年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は63億8,946万4,251円で、前年度比12億9,384万8,489円、25.4%の増となりました。歳出総額は60億333万7,326円で、前年度比12億9,628万8,999円、27.5%の増となりました。

歳入歳出が増加した主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策によるもので、歳入ではコロナ関連の国・県支出金が10億7,900万円、歳出ではコロナ関連の支出が10億8,000万円になりました。また、令和元年10月25日の大雨をはじめ、災害復旧事業の多くは令和2年度に繰越明許費により事業繰越しを行い、3億2,600万円ほどの支出となりました。

歳入歳出差引額は3億8,612万6,925円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億4,120万4,725円となりました。

次に、認定第2号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、保険税をはじめ県からの保険給付費等交付金等で、歳入総額は11億1,282万9,849円となり、前年度比0.9%の減となりました。歳出では、保険給付費をはじめ県への事業納付金、保健事業費等で、歳出総額は10億5,660万4,046円となり、前年度比1.9%の減となりました。歳入歳出差引額は5,622万5,803円でございます。

次に、認定第3号 令和2年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、保険料等一般会計繰入金等で歳入総額は1億2,652万2,662円となり、前年度比7.7%の増となりました。歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金と電算委託等の事務経費で、歳出総額は1億2,548万1,274円となり、前年度比7.3%の増となりました。歳入歳出差引額は104万1,388円でございます。

次に、認定第4号 令和2年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、介護保険料をはじめ国・県負担金や支払基金交付金等で、歳入総額は11億1,731万4,510円となり、前年度比7.9%の増となりました。歳出では、保険給付費が前年度より8.5%の増となったことから、歳出総額は前年度比7.1%増の10億8,766万7,068円となりました。歳入歳出差引額は2,964万7,446円でございます。

次に、認定第5号 令和2年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、墓所使用料及び墓所管理料等で、歳入総額は8,642万222円となり、前年度比12.1%の増となりました。歳出では、霊園管理事務所内の空調機更新工事及び霊園内の清掃委託等で、歳出総額は7,616万9,157円となり、前年度比10.8%の増となりました。歳入歳出差引額は1,025万1,065円でございます。

次に、認定第6号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、

令和2年度末の加入状況は3地区合計で1,091戸、また接続戸数903戸となっており、接続率は前年度比0.3%増の82.8%となっております。歳入総額は2億2,635万2,788円、歳出総額は2億2,133万8,040円となり、歳入歳出差引額は501万4,748万円となりました。

次に、認定第7号 令和2年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてでございますが、収益的収支においてガス事業収益6億545万8,074円、ガス事業費用6億46万7,023円となり、当年度は販売量増により499万1,051円の純利益となりました。前年度繰越利益剰余金41万5,480円と合わせました当年度未処分利益剰余金は540万6,535円となり、利益の処分といたしまして当年度は処分額をゼロ円とし、未処分利益剰余金540万6,535円を次年度に繰越しさせていただきます。

続きまして、議案第1号 長南町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定についてでございますが、本案は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、基金の積立てを行うための条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございますが、本案は新過疎法の適用に伴う固定資産税の課税免除条例を新たに制定しようとするものでございます。

次に、議案第3号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、長南町手数料条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、本補正予算は庁舎建設工事及び10月以降の新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費のほか、7月3日の大雨及び8月8日の台風10号による被害に係る災害復旧費の追加が主な内容でございます。また、8月17日付で国から連絡があった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分の追加交付を活用した事業として、感染症予防対策を目的とした福祉施設等に対する支援給付金を飲食店事業者の経済的影響に対する事業継続支援金について追加を行うものでございます。

歳入歳出予算それぞれに6億172万円を追加し、予算の総額を52億7,981万7,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第5号 令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は前年度に超過交付を受けた支払基金交付金の返還金、また、高額医療合算介護サービス費の追加が主な内容でございます。歳入歳出それぞれに1,617万6,000円を追加し、予算の総額を11億6,542万9,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第6号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は新型コロナウイルス感染予防対策として空気清浄機のリース料の追加が主な内容でございます。歳入歳出それぞれに663万2,000円を追加し、予算の総額を7,593万2,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第7号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は主に施設修繕料として、歳入歳出それぞれに121万円を追加し、予算の総額を2億2,321万円にしようとするものでございます。

次に、議案第8号 長南町過疎地域持続的発展計画を定めることについてでございますが、本案は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、長南町過疎地域持続的発展計画を定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第9号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございますが、現教育長の糸井仁志氏の任期が本年9月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

最後に、議案第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、現教育委員の金木武信氏の任期が本年9月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、認定第1号から議案第10号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

認定第1号の内容の説明を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

〔財政課長 江澤卓哉君登壇〕

○財政課長（江澤卓哉君） それでは、認定第1号の内容についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

認定第1号 令和2年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度長南町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出、長南町長、平野貞夫。

早速ではございますが、別冊の令和2年度長南町歳入歳出決算書に基づきまして、主な内容についてご説明申し上げます。

事項別明細書の歳入からご説明いたします。

58ページをお開き願います。

まず、第1款の町税では、収入済額は前年度比1,586万円余り減の10億7,140万2,643円でございます。主な減額要因といたしましては、固定資産税の減によるものでございます。また、不納欠損額は250万1,752円、収入未済額は4,937万1,237円でございます。

1項町民税では、前年度比584万円余り減の3億7,585万213円でございます。内容といたしましては、1目個人町民税では前年度比580万円余り減の3億1,738万3,913円、2目法人町民税では前年度比4万円余り減の5,846万6,300円でございます。また、2項固定資産税は前年度比897万円余り減の6億1,056万6,611円でございます。さらに、3項軽自動車税3,201万8,900円、4項町たばこ税4,448万519円、5項鉱産税848万6,400円の収入がそれぞれございました。

2款地方譲与税でございます。

60ページをお開き願います。



1 項地方揮発油譲与税2,176万1,000円、2 項自動車重量譲与税6,331万5,000円、3 項森林環境譲与税256万円、計8,763万6,000円の譲与がございました。前年度比21万円余り増でございます。

3 款利子割交付金は64万1,000円、4 款配当割交付金383万5,000円、5 款株式譲渡所得割交付金は464万3,000円。

62ページになりますが、6 款法人事業税交付金は556万円の交付がございました。法人事業税交付金は令和2年度から交付されたものです。

7 款町消費税交付金は、前年度比3,120万円余り増の1 億8,513万7,000円、8 款ゴルフ場利用税交付金は前年度比718万円余り減の8,807万879円が交付されました。

64ページをお開き願います。

9 款環境性能割交付金は、前年度比548万円余り増の1,078万7,000円、10 款地方特例交付金は令和元年度限りの子ども・子育て支援臨時交付金の交付がなくなったため、前年度比1,331万円余り減の869万8,000円が交付されました。

11 款地方交付税でございますが、普通交付税、特別交付税合わせまして前年度比1,913万円余り増の17億1,360万4,000円の交付がございました。増の主な要因は、普通交付税において新規算定費目が追加されたことによるものです。

12 款交通安全対策特別交付金は208万3,000円の交付がございました。

66ページをお開き願います。

13 款分担金及び負担金は、前年度比875万円余り減の3,776万1,220円でございます。

1 項分担金、1 目農林水産業分担金、2 節農林施設災害復旧費分担金241万9,410円は、前年度からの繰越事業費として実施した揚水機場、農地に係る災害復旧事業の分担金として収入したものです。

2 項分担金、1 目民生費負担金の収入未済額2 万4,000円は、滞納繰越の保育料負担金によるものです。

68ページをお開き願います。

14 款使用料及び手数料は、前年度比37万円余り減の6,470万2,229円でございます。

1 項使用料、4 目土木使用料の収入未済額52万3,700円は、町営住宅使用料の未納分となっております。

70ページをお開き願います。

15 款国庫支出金でございますが、前年度比11億8,029万円余り増の14億8,538万971円であり、収入未済額は1 億4,509万1,916円でございます。

1 項国庫負担金は、前年度比8,901万円余り増の2 億3,884万8,338円となりました。令和元年台風21号の被害などによる災害復旧事業を繰り越して実施したことにより、3 目土木費国庫負担金について8,145万6,000円の収入があったことが増の要因となっております。また、収入未済額8,593万5,400円は、道路及び河川災害復旧事業が令和3年度へ事故繰越になったため収入とならなかったものです。

2 項国庫補助金は、前年度比10億9,146万円余り増の12億4,464万6,293円となりました。

73ページになりますが、1 目総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス対策として給付した特別定額給付金に関して、特別定額給付金給付事業費補助金7 億8,070万円の収入があったことが増の主たる原因となっております。また、新型コロナウイルス対策の各種事業に充て、各目で収入した新型コロナウイルス感染症対応地

方創生臨時交付金は、合計で2億7,282万5,000円となりました。

なお、70ページの1目総務費国庫補助金、74ページの3目衛生費国庫補助金及び5目土木費国庫補助金の収入未済額は、繰越明許費により翌年度へ繰越しを行ったため未収入となったものでございます。

76ページをお開き願います。

16款県支出金でございますが、前年度比1億3,582万円余り増の4億6,106万3,587円でございます。

78ページになりますが、1項県負担金、3目土木費県負担金で、地籍調査費県負担金が前年度比1億3,672万円余り増の2億1,394万500円となったことが増の主たる原因でございます。また、収入未済額の1億7,836万500円は、繰越明許費の設定により翌年度へ事業繰越したことから未収入となったものでございます。

82ページになりますが、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金で、繰越事業により実施した台風被害に係る農業用ハウス修繕に対して、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金1,492万3,000円が交付されました。

5目商工費県補助金では、能見金公園駐車場整備事業に対して観光地魅力アップ整備事業補助金947万8,000円が交付されております。

84ページをお開き願います。

17款財産収入は123万840円の収入がございました。

86ページになりますが、18款寄附金は2,005万920円の寄附をいただいたところでございます。1目一般寄附金につきましては6件、2目ふるさと納税寄附金は233件となっております。

次に、19款繰入金でございますが、前年度比2億4,143万円余り減の3億7,629万7,093円となっております。減の主な要因は、1目財政調整基金繰入金であり、災害関連費の繰入れが減となったため、前年度比2億5,688万円余り減の2億7,681万1,000円を繰り入れました。

88ページになりますが、3目過疎地域自立促進特別事業基金繰入金以降の基金繰入金につきましては、目的に合わせそれぞれ充当いたしました。

90ページになりますが、9目介護保険特別会計繰入金は前年度精算分として繰入れがございました。

20款繰越金は2億2,677万円余り増の3億8,856万7,435円となりました。令和元年度から令和2年度への繰越明許費による繰越しが、災害復旧事業などにより2億9,697万円余り増となったことが増額の主な要因となっております。

次に、21款諸収入でございますが、9,601万67円となっております。

92ページになりますが、4項雑入の収入未済額348万5,885円につきましては、学校給食費負担金の未納分が主なものとなっております。

22款1項町債は、収入済額2億7,630万円でございます。

94ページになりますが、2目総務債、2節公共施設等適正管理推進事業債で、市町村役場緊急保全事業として庁舎建設工事に係る地質調査業務に対して340万円を借入れし、3目土木債では道路改良工事、橋梁修繕工事によるもので2,980万円を借入れし、4目災害復旧債では前年度から繰越しして事業を行い、農林施設及び公共土木施設に係る災害復旧事業債4,910万円を借り入れました。事故繰越となった事業は翌年度の借入れとなります。

5目減収補填債は新型コロナウイルス感染症により生じた地方消費税交付金などの減収に対する補填分とし

て、1,700万円の借入れを行ったものでございます。

23款自動車取得税交付金は、令和元年9月末で廃止となったため当初予算額には計上しておりませんでした。が、制度廃止前の賦課分が令和2年度に県の収入となり、2,367円が交付されました。

以上、予算現額67億939万659円、調定額67億6,882万3,241円、収入済額63億8,946万4,251円、収入未済額3億7,685万7,238円の歳入の内容でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

96ページをお開き願います。

まず、1款議会費は7,914万5,198円の支出でございました。

2款総務費は16億459万5,890円の支出でございました。

1項総務管理費、1目一般管理費では、職員人件費宿日直業務委託料、総合事務組合負担金などをはじめとする管理費用について、3億9,160万8,231円の支出をいたしました。

102ページになりますが、5目財産管理費では、庁舎等施設の水道光熱費及び管理委託料、LAN、LG-WAN等の通信回線に対する保守委託料及び機器リース料などについて9,808万2,160円の支出をいたしました。

106ページをお開き願います。

9目防災対策費では4,691万7,639円の支出をいたしました。防災倉庫及び防災用備品購入の実施、国土強靱化地域合同計画策定業務負担金の支出などが主な内容でございます。

112ページをお開き願います。

14目特別定額給付金事業費では、国が実施した新型コロナウイルス感染症による経済影響から、1人当たり10万円を支給した特別定額給付金に関する費用として7億8,365万3,343円を支出いたしました。

15目庁舎建設事業費では、庁舎建設に関して地質調査業務及びのり面改修工事実施設計業務に要する委託料として429万円を支出いたしました。なお、予算現額に対する支出残額1,716万円については、翌年度に通次繰越を行いました。

2項徴税费ですが、8,507万5,494円の支出がございました。

114ページをお開き願います。

3項戸籍住民基本台帳費ですが、3,978万2,903円の支出がございました。

116ページをお開き願います。

4項選挙費ですが、1,738万1,517円の支出がございました。主な内訳として、118ページになりますが、3目千葉県知事選挙費で770万5,149円の支出がございました。

5項統計調査費では599万5,016円の支出がございました。

120ページをお開き願います。

6項監査委員費では65万4,425円の支出がございました。

3款民生費でございます。10億23万514円の支出でございました。

1項社会福祉費は7億3,720万8,247円の支出をいたしました。

1目社会福祉総務費は5億5,648万2,332円の支出となり、障害者福祉関連経費と特別会計への繰出金が主な支出となっております。

124ページになりますが、2目老人福祉費では2,846万6,268円の支出をいたしましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、在宅要介護認定者支援給付金、介護サービス事業所施設等職員慰労金の事業を実施いたしました。

126ページの3目国民年金費から6目後期高齢者医療費までは、おおむね前年度に準じた支出内容となっております。

128ページをお開き願います。

2項児童福祉費は2億5,660万7,807円の支出がございました。

1目児童福祉総務費から130ページの3目児童福祉施設費までは、おおむね前年度に準じた内容となっております。

132ページとなりますが、4目子育て世帯臨時特別給付金事業費では1,452万899円の支出がございました。国の制度である子育て世帯への臨時特別給付金事業ほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用し、町独自の子育て世帯応援給付金事業及びひとり親家庭等応援給付金事業を実施いたしました。

3項災害救助費では、令和元年台風21号により被災し半壊となった住宅の応急修理委託料として641万4,460円を支出いたしました。

4款衛生費でございます。3億8,383万7,850円を支出いたしました。広域市町村圏組合への各種負担金、予防接種事業、子ども医療費助成事業、各種がん検診事業などを実施したものでございます。

134ページになりますが、1項保健衛生費、2目予防費で8,958万640円を支出いたしましたが、主な内容として、地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策事業として、非接触型体温計を購入し、各世帯への配布を実施いたしました。

140ページをお開き願います。

5款農林水産業費でございます。5億2,053万8,183円の支出がございました。

1項農業費では、142ページになりますが、3目農業振興費で1億5,139万8,435円を支出いたしましたが、主な内容として繰越事業に実施した台風被害に係る農業用ハウス修繕に対する被災農業者向け経営体育成支援事業補助金及び地方創生臨時交付金を活用した農薬散布用ドローン購入補助として、スマート農業実践化支援事業補助金を実施いたしました。

また、148ページになりますが、7目農村環境改善センター費で2,611万1,560円を支出いたしましたが、前年度からの繰越事業として改善センター外壁改修工事を実施いたしました。

150ページをお開き願います。

2項林業費では560万2,437円を支出いたしました。

6款商工費でございます。1億5,024万3,349円を支出いたしました。

1項商工費、1目商工業振興費では1億2,043万6,669円の支出がございましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した中小企業及び農業者に対する事業継続支援金事業及び地域経済再生のための地域応援券事業を実施いたしました。

152ページになりますが、2目観光費では2,980万6,680円の支出がございましたが、能見金公園駐車場整備事業などを実施いたしました。

154ページをお開き願います。

7款土木費でございます。5億2,050万2,725円の支出でございました。なお、2億8,758万3,000円の繰越明許費の設定を行い、732万5,000円を事故繰越いたしました。

1項土木管理費では3億3,243万8,003円の支出でございました。主な内容として、2目地籍調査費では2億9,173万5,506円の支出がございましたが、前年度からの繰越事業の実施に伴い、前年度比1億8,387万円余りの増額となりました。翌年度への繰越明許費2億4,443万3,000円につきましては、地籍調査業務委託料等によるものでございます。

156ページをお願いします。

2項道路橋梁費では1億6,167万7,249円の支出でございました。

2目道路維持費から158ページになりますが、4目橋梁維持費において補助事業として町道利根里線道路改良工事、橋梁点検業務委託及び橋梁修繕工事を実施し、町単独事業として舗装本復旧工事、道路維持工事及び道路改良工事などを実施いたしました。

同じく158ページでは、3項河川費では402万4,000円を支出し、4項住宅費では565万2,741円を支出いたしました。

5項都市計画費では、1,671万732円を支出いたしましたが、国・県支出金を財源に用い、半壊、一部損壊住宅に補助金を交付する被災住宅修繕緊急支援事業を実施いたしました。

160ページをお開き願います。

8款消防費では、1億6,612万2,000円を支出いたしましたが、広域市町村圏組合への負担金が主な支出内容でございます。

9款教育費でございます。3億7,044万1,926円を支出いたしました。

1項教育総務費で7,086万7,215円を支出し、164ページになりますが、2項小学校費で7,038万2,284円を支出いたしました。

166ページになりますが、3項中学校費で7,001万3,813円を支出いたしましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も活用した中で、G I G Aスクール構想の実現に向け、中学校 I C T教育環境整備事業を実施いたしました。

170ページをお開き願います。

4項社会教育費では6,228万9,524円を支出し、174ページになりますが、5項保健体育費では9,688万9,090円を支出いたしました。

180ページをお開き願います。

10款災害復旧費では、3億242万2,770円の支出でございました。なお、翌年度事故繰越として公共土木施設災害復旧費に関して1億7,026万3,800円を繰越しました。

1項農林水産施設災害復旧費で1億4,555万3,630円を支出いたしましたが、1目農地農業用施設災害復旧費で繰越事業として、農地農業用施設に係る補助災害復旧事業の実施及び町単独農業用施設災害復旧事業なども実施いたしました。

2項公共土木施設災害復旧費で1億5,496万3,140円を支出いたしましたが、1目道路橋梁災害復旧費で繰越

事業として補助道路災害復旧工事及び単独道路災害復旧工事を実施し、182ページになりますが、2目河川災害復旧費で繰越事業として補助河川災害復旧工事及び単独河川災害復旧工事を実施いたしました。

3項文教施設災害復旧費では190万6,000円を支出いたしましたが、2目社会教育施設災害復旧費でゲートボール場進入路復旧工事を実施いたしました。

11款公債費につきましては、4億388万6,569円の支出でございました。

184ページをお開き願います。

12款諸支出金では5億137万152円の支出でございます。

1項普通財産取得につきましては、支出はございませんでした。

2項基金費では、1目財政調整基金における4億6,384万円の積立てをはじめ各基金への積立て、繰出しを実施いたしました。

186ページをお願いいたします。13款予備費では、議会費、総務費、衛生費、教育費及び諸支出金へ計292万1,000円の充当を行いました。

以上が歳出予算現額67億939万659円、支出済額60億333万7,326円、翌年度繰越額合計5億2,157万4,616円の内容でございます。

続きまして、188ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額63億8,946万4,000円、歳出総額60億333万7,000円、歳入歳出差引額3億8,612万7,000円、こちらから翌年度へ繰り越すべき財源1億4,492万3,000円を差し引いた2億4,120万4,000円が実質収支の額となります。

190ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。令和2年度中の公有財産の土地の異動については、主に行政財産及び普通財産共に地籍調査による面積構成が中心で、建物の異動については該当がございませんでした。その他の財産に関する移動につきましては、196ページ以降に記載をさせていただいてございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、認定第1号 令和2年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についての内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで認定第1号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は10時15分を予定しております。

(午前10時00分)

---

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分)

---

○議長（松野唱平君） 認定第2号及び認定第3号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

〔健康保険課長 河野 勉君登壇〕

○健康保険課長（河野 勉君） 令和2年度長南町国民健康保険特別会計決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第2号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは初めに、国民健康保険の加入状況につきまして初めにご説明申し上げます。

令和2年度末の加入世帯は1,399世帯でございます。被保険者数は2,166人でございます。前年度と比較いたしますと、世帯数では9世帯の増、被保険者数では後期高齢者医療への異動などによりまして、22人の減となったところでございます。

それでは、歳入歳出決算書によりましてご説明申し上げます。

事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の204ページをお開きいただきたいと存じます。

1款国民健康保険税でございます。収入済額2億2,355万5,583円、不納欠損額129万7,800円、収入未済額4,170万3,027円、調定額に対する徴収率は83.87%、前年度と比較いたしますと0.02ポイントの微増でございます。

次の206ページをお開きいただきたいと存じます。

2款国庫支出金でございます。事業費補助金でございますが、マイナンバーのIC情報等のオンライン資格確認システム制度のシステム改修に要しました費用の国の財政支援分で61万1,000円、次に災害臨時特例補助金でございますが、新型コロナウイルスの影響により収入が著しく減少した被保険者に対する国の財政支援としまして55万5,000円となっております。

3款県支出金でございます。都道府県が市町村に対し、国保特別会計において負担する療養の給付費等に要する費用やその他の国保事業に要する費用について、国民健康保険給付費等交付金として交付することとされております。本町に交付された国民健康保険給付費等交付金でございますが、保険給付に要した費用に交付する普通交付金としまして7億3,857万547円でございます。次に、個別の事情に着目し交付を行う特別交付金でございます。1,418万4,000円交付されております。

5款繰入金につきましては、収入済額8,261万8,115円でございます。

次の208ページをご覧いただきたいと存じます。

1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分につきましては、収入済額が3,174万4,900円でございます。このうちの4分の3の2,380万円が県が負担しているものでございます。

2節保険基盤安定繰入金保険者支援分は収入済額1,922万3,152円でございます。このうちの2分の1の961万1,576円は国の負担、4分の1の480万5,788円は県が負担しているものでございます。

6款繰越金は収入済額4,644万2,557円でございます。前年度からの繰越金でございます。

208ページ中段から210ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

7款諸収入は収入済額628万6,501円でございます、交通事故3件による第三者行為での求償が生じ、納付金の収入があったことなどによるものでございます。

210ページの一番下の欄をご覧いただきたいと存じます。

歳入合計といたしまして、調定額11億5,583万676円、収入済額11億1,282万9,849円、不納欠損額129万7,800円、収入未済額4,170万3,027円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。

次の212ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費の支出済額は3,732万8,848円でございます、人件費のほか事務に係る電算委託料などがございます。

次の214ページをご覧いただきたいと存じます。

2款保険給付費の支出済額は7億3,930万9,633円でございます、前年度に比べ830万1,268円、1.1%の減となり、療養の給付費につきましては新型コロナウイルスの影響によります受診控えによる入院、外来、調剤の件数が大幅に減少しているところでございます。

続きまして、220ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金でございます。この国民健康保険事業費納付金は県が決定するものであり、保険税の収納に必要な額を市町村ごとの医療費水準や所得水準等で決定いたします。令和2年度の県下の納付額は2億4,026万7,107円となっております。

次の222ページ及び224ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

5款保健事業費の支出済額は1,569万7,233円でございます、集団健診及び個別健診などの事業の実施や人間ドックの助成でございます。新型コロナウイルスの影響によりまして集団健診と人間ドックの受診件数が伸びず、執行残が残った形となりました。

6款基金積立金の支出済額は2,100万1,000円でございます、年度末の基金保有高は1億6,014万1,950円でございます。

次の226ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

7款諸支出金の支出額300万円につきましては、保険税の還付36件でございます。

226ページ、一番下の欄をご覧いただきたいと思えます。

歳出合計といたしまして、支出済額10億5,660万4,046円、不用額6,799万8,954円でございます。

次の228ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額11億1,282万9,000円、歳出総額10億5,660万4,000円、歳入歳出差引額5,622万5,000円、実質収支額は5,622万5,000円となりまして、翌年度へ繰越しをさせていただくものでございます。

なお、229ページの財産に関する調書につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、認定第3号 令和2年度長南町後期高齢者医療特別会計決算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと存じます。



認定第3号 令和2年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、長南町後期高齢者医療の加入状況につきましてご説明申し上げます。令和2年度末の加入者は1,716人でございまして、前年度と比較いたしますと30人の減でございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の234ページをお開きいただきたいと存じます。

1 款後期高齢者医療保険料でございます。収入済額9,256万700円、不納欠損額12万5,300円、収入未済額78万8,900円となりまして、調定額に対する収納率は99.02%でございます。

2 款繰入金は、収入済額3,167万6,203円でございます。制度に基づきます一般会計からの繰入金でございます。

4 款諸収入は、収入済額176万7,671円でございます。

次の236ページをお開きいただきたいと存じます。

これは主に4項1目雑入の人間ドックの助成に係ります長寿健康増進事業補助金や事務費委託金などがございます。

一番下の欄をご覧ください。歳入合計といたしまして、調定済額1億2,743万6,862円、収入済額1億2,652万2,662円、不納欠損額12万5,300円、収入未済額78万8,900円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。

次の238ページをお開きいただきたいと存じます。

1 款総務費、支出済額は168万891円でございます。電算処理委託料及びシステム使用料などがございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金の支出額は1億2,149万3,151円でございます。広域連合への保険料等の納付金でございます。

次の240ページをお開きください。

3 款保健事業費の支出済額は208万3,632円でございます。人間ドックの助成分でございます。

一番下の欄をご覧ください。歳出合計といたしまして、支出済額1億2,548万1,274円、不用額371万8,726円でございます。

次の242ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1億2,652万2,000円、歳出総額1億2,548万1,000円、歳入歳出差引額104万1,000円、実質収支額は104万1,000円となりまして、翌年度へ繰越しをさせていただくものでございます。

以上、誠に雑駁でございますが、認定第2号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び認定第3号 令和2年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで認定第2号及び認定第3号の内容の説明は終わりました。

認定第4号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

〔福祉課長 仁茂田宏子君登壇〕

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、令和2年度長南町介護保険特別会計決算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第4号 令和2年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは初めに、令和2年度は第7期介護保険事業計画の最終年度でございますので、計画値と実績値を比較いたしました主な内容を申し上げます。

まず、要介護認定者数でございますが、計画値は594人としており、実績値では592人でございますので、計画どおりに推移しております。

次に、居宅サービス利用者数では、計画値327人に対し実績値324人であり、計画どおりに推移しております。

次に、施設サービス利用者数では、平成29年に町内に介護老人福祉施設が新設され、平成30年度以降は増加傾向となり、計画値139人に対し実績値154人、15人の増でございます。

次に、認知症対応型の地域密着型サービス利用者数では、平成28年に地域密着型通所介護が新設され、利用者が急増し計画値を69人としておりましたが、現在は減少傾向となり実績値では39人でございます。

次に、第7期における3か年の給付費総額でございますが、計画額29億3,728万3,000円に対し、実績額では28億3,532万5,337円となり、1億195万7,000円の減でございます。

また、第7期では介護給付費準備基金を8,000万円取り崩して運営をすることとしておりましたが、実際には2,084万3,000円を令和2年度に取崩しをさせていただいたところでございます。

以上が第7期における主な内容でございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明を申し上げます。

決算書の246ページをお開きいただきたいと存じます。

1款介護保険料でございます。収入済額2億617万6,700円、収入未済額1,182万1,880円となりまして、調定額に対する収納率は94.5%でございます。なお、不納欠損処分でございますが、22万9,560円を処分させていただいたところでございます。

3款国庫支出金から248ページの4款支払交付金、5款県支出金及び250ページの8款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費に係る費用として、それぞれ法定負担割合に基づき交付されたものでございます。

また、252ページの2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、2,084万3,000円を取崩しいたしましたので、年度末の基金保有高は1億1,533万998円でございます。

9款繰越金、収入済額1,965万7,048円につきましては、前年度からの繰越額でございます。

254ページの下欄をご覧いただきたいと存じます。

歳入合計といたしまして、調定額11億2,936万5,954円、収入済額11億1,731万4,514円、不納欠損額22万9,560円、収入未済額1,182万1,880円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げますので、次の256ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費の支出済額は2,353万4,918円でございます。職員及び介護認定調査員の人件費のほか事務に係る電算委託料、また、第8期介護保険事業計画策定業務委託料などがございます。

258ページの2款保険給付費の支出済額は10億1,041万5,696円でございます。前年度に比べ7,898万9,359円の増でございます。

1項介護サービス等諸費では、要介護1から5の認定者のサービス給付費でございます。3目の施設介護サービス給付費が前年度比5,931万3,175円の増となったところでございます。これは介護老人福祉施設などの施設利用者が前年度に比べ1か月当たり17人の増となったことによるものでございます。

260ページの2項介護予防サービス等諸費では、要支援1及び2の認定者のサービス給付費でございます。前年度比97万4,248円の減でございます。

266ページの3款基金積立金の支出済額6,270円は、利息分を積立てたものでございます。

4款地域支援事業費の支出済額は3,781万7,373円でございます。前年度に比べ158万364円の増でございます。

1項介護予防・日常生活支援総合事業費では、認定を受けていない方や要支援1及び2の認定者を対象に、介護予防と自立した日常生活の支援を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から機能訓練の教室を中止させていただきました。

また、268ページの2項包括的支援事業費では、職員の人件費及び支援を必要とする高齢者への事業費でございます。

270ページの5款諸支出金の支出済額1,589万2,811円では、1項3目償還金、272ページになりますが、前年度において超過交付となりました国・県支出金及び支払基金交付金を返還し、2項1目一般会計繰入金では町一般会計繰入金を精算し返還したものでございます。

下の欄の歳出合計といたしまして、支出済額10億8,766万7,068円、不用額2,533万2,932円でございます。

次の274ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額11億1,731万4,000円、歳出総額10億8,766万7,000円、歳入歳出差引額2,964万7,000円、実質収支額は2,964万7,000円となりまして、翌年度へ繰越しをさせていただくものでございます。

なお、275ページの財産に関する調書につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、誠に雑駁でございますが、認定第4号の令和2年度長南町介護保険特別会計の歳入歳出決算認定の内容の説明とさせていただきます。ご審議を賜り認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、認定第4号の内容の説明は終わりました。

認定第5号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

〔建設環境課長 唐鎌伸康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、令和2年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

認定第5号 令和2年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、概要について説明をさせていただきます。

令和2年度における墓所区画の使用状況でございますが、全体の管理総数9,280区画に対する年度末の使用区画数は8,890区画となりまして、使用率は95.8%。前年度と比較いたしまして44区画、率にいたしまして0.5%の減となりました。墓所区画の販売は年度末に向けて好調であったものの、年間の返還墓所が販売区画数を上回る状況となりました。

それでは、別冊の決算書の事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の280ページをお願いいたします。

1款事業収入では、調定額6,114万1,190円、収入済額5,620万3,290円、不納欠損額34万8,720円で、収入未済額は458万9,180円となりました。

1款1項1目墓所使用料の収入済額は1,598万8,000円で、墓所63区画分の永代使用料でございます。

2目工事負担金の収入済額は201万4,000円で、墓所40区画におけるカロートの工事負担金でございます。

3目墓所管理料は、調定額4,216万3,250円に対し収入済額は3,722万5,350円となり、34万8,720円を不納欠損処理とさせていただきます。なお、この不納欠損額は墓所使用者死亡等によりまして、承継者のいない8区画分の墓所管理料でございます。

4目施設使用料の収入済額は97万5,940円で、斎場等の施設使用料でございます。コロナ禍による影響から前年度と比較いたしまして130万4,260円、率にいたしまして57.2%の減となりました。

次に、2款財産収入の収入済額は4万4,129円で、東京電力柱等の土地貸付収入と財政調整基金の利子でございます。

3款寄附金につきましては、墓所返還の際に受けました寄附1件5万円でございます。

4款繰入金の収入済額は2,100万円で、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、282ページをお願いいたします。

5款繰越金の収入済額は832万7,280円で、前年度からの繰越金でございます。

6款諸収入の収入済額は79万5,523円で、普通預金利子及び墓所使用許可書の再交付に関わる料金等でございます。

以上、歳入合計でございますが、調定額9,135万8,122円、収入済額8,642万222円、調定に対する収入率は94.6%となりました。

284ページをお願いします。

歳出についてご説明申し上げます。

1 款霊園総務費では、予算現額5,604万1,000円に対しまして、支出済額は5,494万3,265円でございます。主な支出につきましては、一般職及び会計年度任用職員の人件費のほか事業運営に関わる事務費、園内清掃の委託、墓所管理システムの使用料等の内容でございます。

24節積立金につきましては、980万円を財政調整基金へ積立てをさせていただきました。

続きまして286ページをお願いいたします。

2 款霊園施設費では、予算現額2,327万円に対しまして支出済額は2,122万5,892円でございます。主な支出につきましては、14節工事請負費1,661万5,030円となりまして、内訳といたしましては、令和元年災で被災した墓所の復旧と被災箇所の土砂崩落対策を実施した災害復旧工事費1,143万1,000円及び霊園管理事務所の空調機器更新工事385万630円並びに墓所区画の沈下防止の復旧など、霊園施設維持工事133万3,200円となります。

3 款公債費及び4 款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上歳出合計でございますが、予算現額8,036万1,000円に対しまして支出済額は7,616万9,157円で、不用額419万1,843円となりました。

288ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は8,642万円、支出総額は7,616万9,000円で、歳入歳出差引額は1,025万1,000円となりまして、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の1,025万1,000円でございます。

290ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

1、公有財産及び2、物品につきましては、決算年度中増減はございませんでした。

291ページからになります3、基金につきましては、決算年度中に980万円を積立てにしたことによりまして、決算年度末現在高は3,508万1,000円となりました。

以上、雑駁な説明でございますが、認定第5号 令和2年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りまして認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで認定第5号の内容の説明は終わりました。

認定第6号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

〔産業振興課長 石川和良君登壇〕

○産業振興課長（石川和良君） それでは、令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

認定第6号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出、長南町長、平野貞夫。

はじめに、農業集落排水事業は平成5年度に着手し、平成15年度をもって3地区全ての工事が完了し18年が

経過したところでありますが、適正な施設の維持管理に努めているところでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳入からご説明申し上げます。

別冊の長南町歳入歳出決算書の296ページをお開きください。

1款1項1目農業集落排水事業費分担金につきましては、収入済額42万円で1戸分の加入分担金でございます。

2款1項1目1節現年度分施設使用料でございますが、収入済額4,076万8,847円で3地区の施設使用料でございます。

2節は滞納繰越分使用料56万8,202円、23名分の収入でございます。

3款1項1目農業集落排水事業費補助金につきましては、機能診断及び最適整備構想に係る県補助金、収入済額600万円でございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、収入済額1億7,400万円でございます。

298ページをお開きください。

5款1項1目繰越金におきましては、前年度繰越金、収入済額289万5,394円となったところでございます。

6款1項1目預金利子でございますが、収入済額345円でございます。

7款1項1目1節地方公営企業災害復旧事業債でございますが、元年度繰越しにより収入済額170万円でございます。

以上、歳入合計でございますが、調定額2億2,830万121円、収入済額2億2,635万2,788円でございます、収入済額におきましては対前年度比3.5%の増となりました。

続きまして、300ページをお開きください。

歳出についてご説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費につきましては、職員の人件費のほか処理場火災保険料及び利用料管理システムの使用料等で、支出総額は756万3,194円でございます。

2款1項1目の施設管理費につきましては、支出済額4,847万6,160円でございます。内容でございますが、10節の需用費1,840万100円につきましては、修繕料のほか電気料、水道料等でございます。

次に、11節役務費の支出済額243万1,843円は、中継ポンプ90か所分の電話料でございます。

12節委託料、支出済額2,594万2,837円につきましては、3か所の汚水処理場などの汚水処理場維持管理委託料のほか、機能診断、最適整備構想策定業務委託料等でございます。

14節工事請負費、支出済額162万8,000円につきましては、国・県道の舗装修繕工事に伴うマンホールかさ上げ工事及び管路施設に関する維持補修工事でございます。

302ページをお開きください。

3款1項公債費でございますが、支出済額1億6,359万3,686円でございます。

1目の元金ですが、支出済額1億3,847万6,675円は起債借入金元金相当分の償還金でございます。

2目利子につきましては、支出済額2,511万7,011円で、借入金に対する利子相当分の償還金でございます。

5款1項1目施設災害復旧費につきましては、元年からの繰越しにて千手堂地先の中継ポンプ操作盤が浸水したことによる災害復旧工事を実施、支出済額170万5,000円でございます。

以上、歳出合計でございますが、予算現額 2 億 2,659 万 5,000 円に対しまして、支出済額 2 億 2,133 万 8,040 円、対前年度比 2.6% の増となったところでございます。

続きまして、304 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 2 億 2,635 万 3,000 円、歳出総額 2 億 2,133 万 8,000 円、歳入歳出差引額は 501 万 5,000 円、実質収支額は 501 万 5,000 円となりまして、翌年度へ繰越しさせていただくものでございます。

なお、次の 306 ページからは財産に関する調書でございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認定第 6 号 令和 2 年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の内容説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りまして認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで認定第 6 号の内容の説明は終わりました。

認定第 7 号の内容の説明を求めます。

ガス課長、今関裕司君。

[ガス課長 今関裕司君登壇]

○ガス課長（今関裕司君） 令和 2 年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてご説明申し上げます。

議案書の 7 ページをお開き願います。

認定第 7 号 令和 2 年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について。

地方公営企業法第 30 条第 4 項及び第 32 条第 2 項の規定により、令和 2 年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 7 日提出、長南町長、平野貞夫。

決算書は別冊になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算内容の概況から説明させていただきます。

決算書の 9 ページをお開き願います。

概況（1）総括事項になります。

令和 2 年度末の利用戸数は 4,602 戸で、前年度より 5 戸の減となり、ガス販売量は 802 万 233 立方で、前年度と比較し 3 万 4,719 立方の増となりました。これはコロナ感染症の関係と思われませんが、家庭で過ごす時間が増えたことにより一般需要家での売上げが伸び、またむつぎわスマートウェルネスタウン、道の駅が通年稼働したこと等により、ガスの需要が増えたことと思われます。

収益的収支につきましては、ガス事業収益 6 億 545 万 8,074 円。ガス事業費用は 6 億 46 万 7,023 円となり、当年度は販売量増等により純利益は 499 万 1,051 円となりました。建設改良工事につきましては、主に経年管対策工事といたしまして、一般国道 409 号供給解除に伴うガス低圧管入替工事ほか 13 か所、1,837 メーターを実施いたしました。

また、ガス供給施設、ガスホルダーですけれども、安全対策に係る修繕費を計画的に引き当てるため、令和 2 年 4 月 1 日より基準単位料金を 1 立方当たり 5 円の値上げをいたしております。今後のガス事業の運営につ

きましては、経営の効率化と経費の節減をさらに図りつつ、経年管対策事業の早期完了に向け計画的に実施し、保安の確保及び安定供給に努めてまいります。

次に、11ページをお願いします。

3の業務でございます。業務量及び事業収支に関する事項で、前年度との比較となっております。先ほども申し上げましたが、一般需要家での売上げ増とむつざわスマートウェルネスタウン、道の駅が通年稼働したことにより販売量が増えたことと昨年から料金改定を行ったことにより、2,432万6,666円の増でございます。

続きまして、3枚ほど飛ばしてもらいまして17ページをお願いいたします。

②ガス事業会計収益費用明細書でございます。税抜きとなっております。主なものでございますが、収入では1款ガス事業収益は6億545万8,074円でございます。うち1項製品売上げ、1目ガス売上げは5億8,199万4,685円で、前年度比2,317万554円の増でございます。

2項営業雑収益は、99件分の内観工事及び警報機器の収入でございます。

3項営業外収益は、利息及び会計制度改正による長期前受金戻入等でございます。

4項特別利益は、令和元年度分の賞与引当金不用額でございます。

次に、支出でございます。

2款ガス事業費用では6億46万7,023円でございます。

1項売上原価、1目ガス売上原価は3億1,500万6,028円で、809万7,336立方の原ガスの購入費で、合同資源及び関東天然ガスからの購入でございます。

2項供給販売費では2億2,959万7,552円でございます。うち8目修繕費947万1,640円は、検定が満期になったガスメーターの修理及び修繕費等でございます。

9目特別修繕引当金繰入額2,700万円は、ガスホルダー開放検査の積立金でございます。

18目委託作業費2,983万9,682円は、4,602件のメーター検針、ガス本支管漏えい検査、消費機器調査等の委託料でございます。

3項一般管理費は、主に人件費と財務会計などのパソコンリース料でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

ガス事業会計固定資産明細書でございます。年度末償却未済額は14億7,914万7,002円でございます。

次の19ページは企業債明細書でございます。令和2年度末、未償還残額は25件分で5億3,083万5,194円となっております。

21ページ以降につきましては、参考資料として長南、睦沢に分けたそれぞれの内訳書を添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは前に戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。

1、ガス事業会計決算報告でございます。税込みとなっております。

(1)収益的収入及び支出でございますが、各款項の内容につきましては先ほど17ページで説明いたしましたので省かせていただきます。

次に、2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入の1款資本的収入ですが、第1回定例議会にて補正させていただき、



決算額3,000万円、1項企業債3,000万円は白ガス管の入替えの財源でございます。

次に、支出でございます。

1款資本的支出の決算額1億9,306万464円で、1項建設改良費1億5,652万1,159円、前年度比で1,390万9,120円の増でございます。これは白ガス管入替工事及び舗装本復旧の負担金などでございます。

続いて、2項の企業債償還金は3,653万9,305円となります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,306万464円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填させていただくものでございます。

次に、3ページですが、令和2年度長南町ガス事業会計損益計算書でございます。令和3年3月31日までの1年間のガス事業の経営成績を表したものでございます。税抜き金額となっております。営業収益から営業費用を差し引き、特別利益を加えた当年度分は、販売量の増により499万1,051円の純利益となりました。前年度繰越利益剰余金を合わせました当年度未処分利益剰余金は540万6,535円でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

3、ガス事業会計剰余金計算書でございます。この計算書は資本金剰余金を表したもので、中ほどの当年度変動額として、損益計算書で生じた未処分剰余金を示しております。当年度末残高の利益剰余金合計では6,720万3,349円で、資本金を合わせました資本合計では8億6,412万5,096円でございます。

次に、5ページでございますけれども、4、令和2年度長南町ガス事業会計剰余金処分計算書案でございます。右側欄の当年度未処分利益剰余金540万6,535円でございますが、議会の議決による処分額はゼロ円とさせていただきます、そのまま540万6,535円を令和3年度に繰越しするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

5の長南町ガス事業会計貸借対照表でございます。ガス事業の財政状況を明らかにするため、令和3年3月31日時点で保有する全ての資産、負債、資本を総括的に表したものでございます。税込みとなっております。白ガス管入替工事などの投資に伴い、左側の資産合計及び右側の負債資本合計共に前年度比4,390万6,840円増の17億1,802万7,216円でございます。複式記帳の法則により、貸借対照表として成立しているところでございます。

以上、雑駁な説明でございましたが、令和2年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算の説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして認定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで認定第7号の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時25分を予定しております。

(午前11時10分)

---

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時25分)

---

○議長（松野唱平君） 議案第1号の内容の説明を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

〔財政課長 江澤卓哉君登壇〕

○財政課長（江澤卓哉君） それでは、議案第1号 長南町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

議案書8ページをお開き願います。

議案第1号 長南町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について。

長南町過疎地域持続的発展特別事業基金条例を次のように制定する。

令和3年9月7日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書9ページをお開き願います。併せて説明の内容につきましては参考資料の1ページをお願いいたします。

まず、1の制定の趣旨でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が施行されたことに伴い、過疎地域地持続的発展特別事業の実施につき地方債を財源として基金の積立てを行うために新たに条例を制定し、基金を設置するものでございます。

2の制定の内容でございますが、第1条では設置の目的を定めており、目的としては長南町における過疎地域の持続的発展を図る事業費用に充てるため、基金を設置するとしております。

第2条では基金の額を定めており、基金の積立額は総務省令の規定により算定された額の範囲内において、予算で定める額とするとした内容でございます。

第3条では管理を定めており、基金の現金は最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと及び最も確実かつ有利な有価証券に換えることができるとした内容でございます。

第4条では運用益金の処理を定めており、基金の運用から生ずる利子等の運用益金は予算計上して基金に編入するとした内容でございます。

第5条では繰替運用を定めており、財政上必要な場合は歳計現金に繰り替えて運用できるとした内容でございます。

第6条では処分を定めており、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、第14条第2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業に充てるときに限り処分できるとした内容でございます。

第7条では委任を定めており、この条例に定めるもののほか基金の管理に関する必要事項は別に定めるとした内容でございます。

次に、議案書9ページから10ページの附則になりますが、第1項では本条例の施行期日を定めており、公布の日から施行するとしたものでございます。

第2項では長南町過疎地域自立促進特別事業基金条例の廃止を定めておりますが、これは令和3年度末に時限法としての期限を迎えた過疎地域自立促進特別措置法に基づき基金の積立てを行うための条例であるため、今回、新たな過疎対策法に基づき、本基金条例の制定を行うに当たって廃止するものでございます。

第3項では経過措置を定めており、長南町過疎地域自立促進特別事業基金に属していた財産は本条例制定により設置する長南町過疎地域持続的発展特別事業基金に編入するとした内容でございます。

以上、議案第1号 長南町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定についての内容の説明を終わらせて

いただきます。

大変雑駁な説明でございますが、ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号及び議案第3号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

〔税務住民課長 長谷英樹君登壇〕

○税務住民課長（長谷英樹君） それでは、議案第2号の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書の11ページをお開きください。

議案第2号 長南町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。

長南町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を次のように制定する。

令和3年9月7日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは議案書の12ページをお願いいたします。また、参考資料の2ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

まず制定の趣旨でございますが、令和3年3月31日をもって過疎地域自立促進特別措置法の期限が満了し、4月1日から新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、町の産業振興を促進するため、新過疎計画で定められた業種に対し継続的に支援をするため新たに本条例を制定するものでございます。

次に制定の内容でございますが、参考資料の3ページに新過疎法の概要として旧過疎法と新過疎法の比較表を添付いたしましたので、こちらでご説明させていただきます。

まず、過疎減免となる対象区域でございますが、旧過疎法では過疎地域内となっておりますが、新過疎法では市町村計画に記載された産業振興促進区域内ということで、過疎計画に記載されていることが要件となっております。なお、本町の場合は新過疎計画に産業振興促進区域という項目を新たに設け、対象区域を町全域として位置づけておりますので、減免対象の区域につきましては旧過疎法のとときと変わりはありません。

続いて対象となる業種でございますが、情報サービス業等が新たに追加となっております。

続いて、取得価額要件、それから対象となる設備投資でございますが、旧過疎法では取得価額が2,700万円超えで、新設、増設のみだったものが、新過疎法では資本金の規模によりますが、取得価格が500万円以上まで引き下げられ、対象となる設備投資も取得または政策、もしくは建設に拡大されております。資本金の規模等の分類につきましては別紙参照ということで、次のページ、4ページ目をお開きいただきたいと思います。

上段が旧過疎法、下段が新過疎法となっております。旧過疎法では対象となる業種であれば、一律2,700万円超えの設備投資が要件となっておりますが、新過疎法では製造業、旅館業については資本金が5,000万円超えから1億円以上の場合は1,000万円以上の設備投資が要件となり、資本金が1億円を超えている場合は2,000万円以上の設備投資が要件となっております。また、資本金が5,000万円を超えている場合は、新設、増設のみが対象とされております。

続いて、課税免除期間でございますが、参考資料につきましては1ページ戻っていただきまして3ページ、先ほどの新旧比較表の下から2段目でございますが、こちらは旧過疎法と変わらず免除対象となった最初の年度以降3年度分が課税免除の対象となります。適用期間につきましては総務省令により令和6年3月31日までと定められておりますので、本条例の有効期間も令和6年3月31日までとさせていただきます。

今回上程させていただいた過疎減免条例の制定につきましては、これらを踏まえ、本年3月31日で失効した長南町過疎地域固定資産税課税免除条例をベースに、新過疎法に適用するよう見直しを行い作成させていただきました。見直しの内容につきましては、参考資料の5ページ以降に旧過疎減免条例との比較対照表を添付してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

施行期日につきましては公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものとさせていただきますが、有効期間につきましては先ほどご説明したとおり、総務省令で定められている適用期限に合わせ、令和6年3月31日までとさせていただきます。なお、執行に伴う経過措置として、本条例の執行前に取得等をした設備に対する固定資産税の免除については、失効後もなおその効力を有する旨規定させていただきます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第2号の内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書の14ページをお開きください。

議案第3号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年9月7日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは議案書の15ページをお願いいたします。また、参考資料の9ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

まず、改正の趣旨でございますが、令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されたことに伴い、本条例で規定している個人番号カードの再交付手数料を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、現在、個人番号カードの再交付手数料として800円を徴収しておりますが、今回の法改正により9月1日以降は機構の委託事務として再交付手数料を徴収することになったことから、別表中の個人番号カード再交付手数料の項目を削除するものでございます。なお、改正後も再交付に係る手数料として800円を徴収することは変わりございませんが、今後は情報システム機構からの委託事務として徴収することとなりますので、町会計を経由せず、歳計外での取扱いとなり、毎月の処理件数に応じた金額を情報システム機構に収めることとなります。

施行期日につきましては公布の日からとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第3号の内容の説明とさせていただきます。

議案第2号及び議案第3号につきまして、ご審議いただきましてご可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松野唱平君） 議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

〔財政課長 江澤卓哉君登壇〕

○財政課長（江澤卓哉君） それでは、議案第4号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第4号）の内容の説明を申し上げます。

議案書の16ページをお開き願います。

議案第4号 令和3年度長南町一般会計補正予算について。

令和3年度長南町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和3年9月7日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

令和3年度長南町一般会計補正予算（第4号）でございます。

令和3年度長南町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億172万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,981万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、継続費でございます。地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は「第2表 継続費」による。

第3条、地方債の補正でございます。地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

4ページをお願いいたします。

第2表、継続費でございます。

2款1項総務管理費における庁舎建設工事及び庁舎建設工事施行管理業務委託について庁舎建設事業といたしまして、総額12億3,244万円、年割額として令和3年度に4億9,106万2,000円、令和4年度に7億4,137万8,000円の継続費を設定させていただくものでございます。内訳としては、建設工事は総額12億1,330万円で、令和3年度に4億8,532万円、令和4年度に7億2,798万円の年割額を設定し、施行管理業務委託は総額1,914万円で令和3年度に574万2,000円、令和4年度に1,339万8,000円の年割額を設定するものでございます。

5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。

変更でございますが、臨時財政対策債で普通地方交付税本算定により発行可能額が確定したことにより2,700万円を減額し、限度額2億円を1億7,300万円にするものでございます。また、公共施設等適正管理推進事業で継続費でも申し上げた庁舎建設事業の追加に伴い、起債限度額を4億4,190万円増の4億7,490万円にするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により歳出よりご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

まず歳出におきまして、当初予算に計上した各科目の人件費において4月の人事異動等に伴い不足する部分を今回の補正で追加させていただいております。給料、諸手当、共済費の合計で2,162万4,000円の増額となりました。以降、各科目の人件費に関する説明は省略させていただきます。

2款総務費からご覧いただきたいと思います。

1項総務管理費、5目財産管理費では、11節役務費で改善センターヘイターネット等の回線を新規設置することにより必要となる回線料金としての電話料62万4,000円を追加し、12節委託料で登記事務委託料42万円及び公共施設等総合管理計画更新業務委託料350万円を追加し、14節工事請負費で改善センター回線設置に関して庁内LAN拠点追加工事として269万5,000円を追加し、26節公課費で自動車重量税2万円を追加するものです。

13目庁舎建設事業費では、11節役務費で手数料として建築物省エネ法適合性判定等の費用55万2,000円を追加し、12節委託料で今年度分の庁舎建設工事施工監理業務委託料574万2,000円を追加し、14節工事請負費で今年度分の庁舎建設工事費として4億8,532万円を追加するものです。特定財源につきましては地方債で公共施設等適正管理推進事業債4億4,190万円、その他で公共施設等整備基金繰入金4,971万4,000円を当てさせていただくものです。

12ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では18節負担金補助及び交付金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分の市町村に対する追加交付を活用した事業として感染症予防対策を目的とする障害者福祉施設等支援給付金30万円を追加し、27節繰出金で介護保険特別会計繰出金として人件費及び介護サービス費に要する費用に対する繰り出しを行うため426万3,000円を追加するものでございます。特定財源につきましては国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金30万円を当てさせていただくものです。

2目老人福祉費では18節負担金補助及び交付金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分の追加交付を活用し、感染予防対策を目的とする介護老人福祉施設等支援給付金280万円を追加するものです。特定財源につきましては国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金280万円を当てさせていただくものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では11節役務費で手数料としてひとり親医療費助成審査支払手数料6,000円を追加し、12節委託料で支援対象児童等見守り強化事業委託料として支援対象児童の訪問などにより子供の見守り体制を強化する費用260万8,000円を追加し、19節扶助費でひとり親家庭等医療費助成金の不足額81万3,000円を追加するものでございます。特定財源につきましては国庫支出金、支援対象児童等見守り強化事業補助金260万8,000円及び県支出金、ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金40万8,000円の計301万6,000円を当てさせていただくものです。

13ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では10月以降の新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費1,326万1,000円を追加するものです。内訳といたしまして、7節報償費で新型コロナウイルスワクチン接種報

償として222万2,000円を追加し、10節需用費で消耗品費5万円及び印刷製本費5万円を追加し、11節役務費で郵便料29万4,000円及び国保連に対する事務手数料18万円を追加し、12節委託料でコールセンター業務委託料700万円、新型コロナウイルスワクチン接種委託料303万4,000円及び新型コロナウイルスワクチン移送委託料43万1,000円を追加するものでございます。特定財源につきましては国庫支出金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金525万6,000円及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金800万4,000円の計1,326万円を当てさせていただくものです。

14ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では18節負担金補助及び交付金で東部営農組合の大豆の選別機及び自動計量装置購入に対する県の事業補助を町で一旦収入し、農産産地支援事業補助金として交付する費用86万9,000円を追加するものでございます。特定財源につきましては県支出金、農産産地支援事業補助金86万9,000円を当てさせていただくものです。

6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費では18節負担金補助及び交付金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分の追加交付を利用し、飲食店事業者の経済的影響に対する支援を目的とし、1店舗当たり10万円を支給する飲食店事業継続支援金470万円を追加するものでございます。特定財源につきましては国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金424万3,000円を当てさせていただくものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費では14節工事請負費で、道路維持工事として路面陥没舗装などの修繕に要する費用500万円を追加するものでございます。

3目道路新設改良費では12節委託料で測量調査設計委託料として町道利根里線2工区交差点部の路線測量、交通量調査予備設計に要する費用511万5,000円を追加するものでございます。

3項河川費、1目河川総務費では12節委託料で河川維持管理委託料として竹木の伐採に要する経費198万円を追加するものでございます。

4項住宅費、1目住宅管理費では14節工事請負費で町営住宅解体工事として長南住宅2棟8部屋の解体工事に要する経費979万円を追加するものでございます。

10款災害復旧費、15ページに入りますが、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費では12節委託料で道路災害測量委託料として災害復旧工事に伴う境界確定などに要する経費264万円を追加し、14節工事請負費で単独道路災害復旧工事として7月3日の大雨によるのり面決壊、道路崩壊などの被害及び8月8日の台風10号による土砂崩落、路肩決壊などの被害に係る復旧工事に要する経費1,409万9,000円を追加するものでございます。

2目河川災害復旧費では14節工事請負費で単独河川災害復旧工事として7月3日の大雨による被害及び8月8日の台風10号による被害などの復旧工事に要する経費1,297万9,000円を追加するものでございます。

12款諸支出金、2項基金費では当該款項において補正予算額は生じませんが、過疎法が新法に移行したことに伴い過疎地域、持続的発展特別事業基金を設置し、過疎地域自立促進特別事業基金を廃止する条例議案を本議会に提出していることから、3目過疎地域自立促進特別事業基金費、24節積立金で3,500万1,000円を減額し、12目過疎地域持続的発展特別事業基金費、24節積立金で3,500万1,000円を追加するものでございます。

次に歳入についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税では一般財源所要額として普通地方交付税1億679万4,000円を追加するものでございます。

15款国庫支出金及び16款県支出金につきましては、歳出においてご説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

19款繰入金、1項繰入金では、3目過疎地域自立促進特別事業基金繰入金で3,500万円を減額し、事項10ページの11目過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金で3,500万円を追加していますが、歳出でご説明させていただいたとおり、新過疎法に移行したことに伴い、基金の設置及び廃止を行うため補正を行うものでございます。

9ページの7目公共施設等整備基金繰入金については、歳出の庁舎建設事業でご説明させていただいたとおりでございます。

再び10ページをお願いいたします。

10目介護保険特別会計繰入金で、前年度繰出金の精算による返還金421万2,000円を追加するものでございます。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入では、7月3日の大雨に関して町が加入している災害対策費用保険から災害対応に従事した職員の時間外手当等に対して支払われた保険金161万2,000円を追加するものです。なお保険金の充当先は11ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当となります。

22款町債、1項町債のうち2目総務債、1節過疎対策事業債では、補正額はございませんが新過疎法に移行したことによる基金の設置及び廃止に伴い、説明欄のとおり過疎地域自立促進特別事業基金積立金3,500万円を減額し、過疎地域持続的発展特別事業基金積立金3,500万円を追加するものでございます。

その他の詳細に関しましては第3表、地方債補正においてご説明させていただきましたので説明は省略させていただきます。なお、16ページから18ページには人件費の補正に係る給与費明細書が、そして19ページには継続費の補正に係る調書が、20ページには地方債の補正に係る調書がそれぞれ記載されておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第4号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第4号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からを予定しております。

(午前11時58分)

---

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)



○議長（松野唱平君） 議案第5号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

〔福祉課長 仁茂田宏子君登壇〕

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第5号 令和3年度長南町介護保険補正予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の17ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第5号 令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算について。

令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和3年9月7日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは別冊の介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

令和3年度長南町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,617万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,542万9,000円とさせていただくものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明を申し上げますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、年度内における職員の人件費に係るものでございまして、408万4,000円の追加をお願いするものでございます。その他財源につきましては一般会計からの運営費としての繰入金でございます。

2款保険給付費、5項1目高額医療合算介護サービス費につきましては、介護保険と医療保険の支払いが高額になった場合の負担軽減として143万3,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源といたしましては国庫支出金、支払基金交付金、また一般会計からの介護給付費繰入金、それぞれの負担割合区分に基づくものでございます。

5款諸支出金、1項3目償還金644万6,000円につきましては、令和2年度において支払基金から超過交付されました介護給付費等の返還金でございまして、2項1目一般会計繰出金421万3,000円につきましては令和2年度の精算により一般会計に繰出金としての返還でございます。なお、一般財源は繰越金でございます。

続きまして歳入をご説明申し上げますので、6ページをご覧くださいと存じます。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、また8款繰入金の1項1目介護給付費繰入金の増額につきましては、歳出での高額医療合算介護サービス費の追加に伴いまして、それぞれの負担割合区分に基づきお願いするものでございます。

なお、8ページからは給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第5号 令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容とさせていただきます。

ご審議を賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第5号の内容の説明は終わりました。

議案第6号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌仲康君。

〔建設環境課長 唐鎌仲康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌仲康君） それでは、令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書18ページをお願いいたします。

議案第6号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算について。

令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和3年9月7日提出、長南町長、平野貞夫。

恐れ入りますが、別冊の長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）の1ページをお開きください。

令和3年度長南町の笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによらせていただくものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ663万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,593万2,000円とするものでございます。今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、年度当初に行われた人事異動に伴います人件費と新型コロナウイルス感染症対策として空気清浄機の賃借料を追加するものでございます。

それでは、事項別明細書により、恐れ入りますが歳出から説明させていただきますので、7ページをお開きください。

1款霊園総務費、1項1目霊園管理費では人事異動に伴いまして2節給料で264万円、3節職員手当等で252万3,000円、4節共済費では127万1,000円を。また、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして墓所使用者等が使用する斎場、和室、洋室の各部屋と事務室に計6台の空気清浄機を設置するものでありまして、そのリース料として13節使用料及び賃借料で19万8,000円を、それぞれ追加をお願いするものでございます。

補正予算額の歳出合計は663万2,000円となりまして、財源といたしましては一般財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

恐れ入りますが6ページに戻っていただきまして、歳入について説明させていただきます。

5款1項1目繰越金では、前年度繰越金として663万2,000円の追加をお願いするものです。

以上、歳入歳出の総額はそれぞれ663万2,000円を追加し7,593万2,000円とさせていただきます。

なお、8ページ以降につきましては給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第6号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

議案第7号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

〔産業振興課長 石川和良君登壇〕

○産業振興課長（石川和良君） それでは、議案第7号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の19ページをお開きください。

議案第7号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算について。

令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和3年9月7日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の農業集落排水事業補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによるものでございます。第1条により歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,321万円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明をさせていただきますので7ページをお開きください。

2款1項1目施設管理費、10節需用費121万円の追加をさせていただくものでございます。この内容は修繕料でございます。芝原地区及び給田地区の中継ポンプ施設各1か所において、経年劣化によるポンプなどの交換に係る費用の追加をお願いするものでございます。

続きまして歳入についてご説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

4款1項1目1節では、前年度繰越金121万円の追加をお願いするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第7号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。ご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第7号の内容の説明は終わりました。

議案第8号の内容の説明を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

〔企画政策課長 田中英司君登壇〕

○企画政策課長（田中英司君） それでは、議案第8号 長南町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書20ページをお開きください。

議案第8号 長南町過疎地域持続的発展計画を定めることについて。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、本町における過疎地域の持続的発展を図るため、長南町過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年9月7日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、今まで6月10日に開催した第1回議会全員協議会、8月11日に開催した第2回全員協議会を踏まえての説明をさせていただき、主に変更点や重要なポイントとなる事項を中心にご説明させていただきたいと存じます。

この市町村計画書となる長南町過疎地域持続的発展計画書は親法となる新過疎法の第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものであり、上位計画書となる県作成の千葉県過疎地域持続的発展方針書との整合を図っており、第8条第7項に基づく県協議につきましては8月31日付で協議による回答承認を得てございます。

また、第三者機関となるまちづくり委員会においても先月31日に開催し、諮問、答申をいただいております。審議された結果につきましては適正であると承認する答申書をいただいております。長南町は、本法律の第2条第2項の規定に基づき、本年4月1日付で全国820団体中の1団体として過疎地域の市町村として正式に公示されました。千葉県における過疎地域指定の市町村は4市4町となり、今回新たに旭市、一部過疎の旧干潟町の区域が指定され、鴨川市、南房総市、勝浦市の4市、町では長南町、東庄町、大多喜町、鋸南町の4町となります。

この過疎地域の指定要件といたしましては、人口要件と財政力要件からの判断基準となります。人口要件といたしましては人口減少率の基準が28%以上の減少率が対象となり、当町は昭和50年から平成27年の40年間における人口減少率が29.6%となり基準を満たしております。また、財政力要件としては財政力指数の基準が0.51以下が対象となり、当町は平成29年から令和元年の3年間の財政力指数の平均が0.455となり基準を満たし、両者の条件を満たしたことにより過疎地域指定の市町村となったところでございます。

さて、新過疎法の制度趣旨について再度ご説明させていただきたいと存じます。近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術の利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて過疎地域における持続可能な地域社会への形成及び地域資源等を活用した、地域活力のさらなる向上が実現するよう全力を上げて取り組むことが極めて重要であるとうたわれております。この持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の部分が持続的発展と解釈されております。

新過疎法は、過疎地域の自立に向け持続的発展を実現することが重要であるとの認識に立脚した上で、過疎地域が地域の実情に応じて実施する施策に対し特別措置を講ずるために立案された法律でございます。また、新過疎法は財政運営支援法ではなく、法名のとおり持続的発展支援法であります。過疎地域の市町村にとっては非過疎地域となることを目指し、新過疎法に基づく特別措置を活用して地域活性化等の取組を積極的に推進していくこととなります。

この観点から、過疎地域の実効性を高めるため、今回新たに市町村計画の記載事項として新法第8条第2項の規定に基づき、目標及び達成状況の評価を追加しております。記載する内容は策定市町村に委ねられていますが、目標については過疎地域の要件が人口減少率を基本としていることから、人口、特に施策効果の発現が期待できる社会造形は必須と捉えられております。

9ページをお開きいただきたいと思います。

このことから長南町の市町村計画書には（5）の地域の持続的発展の基本目標として記載してございます。

読み上げますと、基本目標は、第2期長南町まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンによる推計に合わせ、人口に関する目標については、2025年に6,685人、社会減を年間18人以下に抑制し、合計特殊出生率は1.28人を目標とするとしております。

また、達成状況の評価につきましては次の（6）計画の達成状況の評価に関する事項として、本計画の達成状況の評価について、町をはじめ関係機関や団体等により施策を実施し、数値目標やK P Iを基に施策の実施状況の点検を毎年行う。その結果については、人口減少対策や地域活性化施策に特化した長南町地方創生総合戦略推進本部及び長南町地方創生総合戦略推進委員会にて併せて検証を行い、必要に応じた計画の見直しを行うと記載しております。

前後して申し訳ございませんが、見開き1ページの左側紙面をご覧いただきたいと存じます。

本町における過疎地域の持続的発展計画の位置づけを模式図として記載してございます。第5次総合計画を最上位計画とする町づくり全般についての計画書のゾーニングの中に各個別計画書よりも上位の位置づけとしております。理由は過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用し、各種個別計画書を抱合した内容となっているためでございます。

次に、年度当初から県と協議してきた中で、今まで2回の議会全員協議会で説明した中での計画書のつくり込みが大きく指摘変更された点をご説明したいと思います。

2番目の柱、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から最後、13番目の柱その他地域の持続的発展に関し必要な事項のそれぞれの柱部ごとに掲げてあった事業計画、最後に過疎地域持続的発展特別事業の事業名を掲載しておりましたが、最後の51ページ以降にそれら全てをピックアップしまとめた一覧表を事業計画令和3年度から令和7年度、過疎地域持続的発展特別事業分として追加作成するよう指導を受け、再度掲載してございます。そこには、各種事業ごとに①具体的な事業内容、②として事業の必要性、③として見込まれる事業効果等を簡潔に記載しなければならないとの要請を受けましたので、急遽この計画書のボリュームが51ページから80ページと、後半部分に30ページ分増刷されたということでございます。

例えば、51ページをお開きいただきたいと存じますが、具体的な記入の方法といたしましては住宅取得奨励金事業として、具体的な事業内容としては町内に住宅を取得した45歳以下の方に奨励金を交付、事業の必要性としては人口減少対策による地域活性化。見込まれる事業効果等としては地域の活性化による移住・定住者の増加として内容を完結に記載してございます。

以下、同様な説明書きが事業ごとに記載されております。

柱部ごとのこの事業数につきましては1の移住・定住地域間交流の人材育成の柱については8事業、2番目の産業の振興につきましては27事業、3、地域における情報化は1事業、4番目の交通施設の整備、交通手段の確保は4事業、5の生活環境の整備は2事業、6の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進は17事業、医療の確保は13事業、8、教育の振興は34事業、9の集落の整備につきましては4事業、10の地域文化の振興等は3事業、11の再生可能エネルギーの利用の推進につきましては1事業、12のその他地域の持続的発展に関して必要な事項は4事業となります。

従いまして、この事業計画の令和3年から令和7年度の過疎地域持続的発展特別事業分としての一覧表としての事業数は全部で118事業となったところでございます。

次に、前回説明した全員協議会の資料から主な変更、修正点を申し上げます。

5ページをお開きください。

ここの部分で市町村財政の状況の個所なんですけれども、平成27年度の歳出総額B欄、これについては42億7,261万7,000円から43億6,059万8,000円。また、歳出総額のその他欄につきましては4億4,184万6,000円から5億2,984万6,000円へと修正をいたしました。また、そのページの一番下の行にある平成22年度の将来負担比率につきましては22.0は誤りでございまして、134.7に修正いたしました。

16ページをお開きください。

目標指数の個所なんですけれども、固定資産税の課税免除の支援対象企業数を現状値R2年で6社だったんですけれども、7社へ修正いたしました。

29ページをお開きください。

目標値の指数の個所なんですけれども、マイナンバー交付率現状値R2年14.9から21.4と修正をいたしました。

34ページをご覧くださいと思います。

事業計画の欄の個所に、新たに8の過疎地域持続的発展特別事業に子育て世帯包括支援センター事業を追加いたしました。

40ページをお開きください。

目標指数の個所なんですけれども、生涯学習講座のメニュー数を11番目の柱部地域文化の振興の柱部分からこの教育振興の柱部分へ移動、変更をいたしました。

44ページをお開きください。

目標指数の個所ですが、空き家情報バンク新規登録物件数、現状値R2、1件(累計18件)と記載してあったものを6件変更し目標値R7、5件から6件へと変更したところでございます。

最後に全体を通して最終整理した結果、柱部ごとの事業数につきましては1の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成につきましては11事業、2の産業の振興につきましては35事業、3の地域における情報化6事業、4番目の交通施設の整備交通手段の確保については49事業、5番目の生活環境の整備は23事業、6番目の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては18事業、7番目の医療の確保につきましては15事業、8番目の教育の振興につきましては41事業、9番目の集落の整備につきましては4事業、10番目の地域文化の振興等については3事業、11番目の再生可能エネルギーの利用の推進につきましては3事業、12番目のその他地域の持続的発展に関し必要な事業につきましては6事業ということで、この過疎計画では全体で214事業の事業を掲載してございます。

以上が長南町過疎地域持続的発展計画となります。大変雑駁な説明となりましたが、ご審議を賜りどうぞご可決くださいますようお願いいたします。

○議長(松野唱平君) これで議案第8号の内容の説明は終わりました。議案第9号及び議案第10号については、先ほど町長の提案理由の説明及び議案書のとおりです。

以上で一括議題とした認定第1号から議案第10号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。日程第6、認定第1号から日程第22、議案第10号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

日程第6、認定第1号から日程第22、議案第10号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

---

**◎散会の宣告**

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日の8日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 1時32分)